

# 観光統計強化事業業務委託実施仕様書

## 1 委託業務の名称

観光統計強化事業業務委託

## 2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日

## 3 業務の目的

- (1) 観光庁が策定した「観光入込客統計に関する共通基準（平成21年12月策定、平成25年3月改定）」、「観光入込客統計に関する共通基準 調査要領（平成21年12月策定、平成25年3月改定）」に基づき調査を実施し、他県と比較可能な観光入込客数及び観光消費額等を調査するとともに、観光客の旅行動向などを補完的に調査することで、本県の観光の実態を的確に把握する。
- (2) 調査結果に基づき本県観光動向の分析を行い、第2次おもてなし山形県観光計画～beyond2020～に掲げる各種施策へフィードバックすることで、本県の観光施策の効果的な推進を図る。

## 4 委託業務内容

### (1) 山形県観光者数調査の集計

- ・各総合支庁からの山形県観光者数調査の結果を集計すること。なお、観光地点ごと、月別に県内・県外観光者等の延べ人数をとりまとめること。

※令和6年1－3月分……6月集計

令和5年度年間値……6月集計（集計のための過年度分のデータは県で提供）

令和6年4－6月分……9月集計

7－9月分……11月集計

10－12月分……2月集計

### (2) 観光地点パラメータ調査の実施

#### ①調査の実施

- ・円滑に調査を実施するため、調査実施に向けたスケジュール、調査員配置計画、調査位置図などをとりまとめた調査実施計画を作成すること。

- ・調査員が調査地点に出向き、別添4「観光地点パラメータ調査票」により、観光客に対する聞き取り調査を行う。

※外国人への対応が可能な調査員を配置すること。

※調査票の印刷経費や調査員の移動等の調査実施に係る経費は受託業者の負担による。

※日本語のパラメータ調査票を英語・中国語（簡体字、繁体字）等への翻訳を行うこと。

※回答率を高めるために協力依頼のポップ作成及び粗品の配布を行うこと。

- ・調査地点数（12地点）

村山地域「山形県観光物産会館」、「山寺」、「チェリーランドさがえ」、「銀山温泉」

最上地域「最上川舟下り（最上川舟番所）」

置賜地域「道の駅米沢」、「松が岬公園（上杉城史苑）」、「めざみの里観光物産館」

庄内地域「庄内観光物産館」、「酒田夢の倶楽」、「道の駅鳥海 ふらっと」、

「鶴岡市立加茂水族館」

- ・調査時期：年4回（各四半期に含まれる土曜日又は日曜日で実施することを基本とする。原則同一週だが、人員不足等やむを得ない場合は2週にわたって実施することも可能。）

- ・調査サンプル数：1回の調査で3,600サンプル程度（同行者を含む）

※1地点300サンプル程度を確保

※なお、天候不順や交通機関の遮断等、目標サンプル数の確保に著しい障害が生じた

場合は、県と協議のうえ、追加調査を行うこと。

#### ○調査内容

- ・観光客の属性別比率
- ・平均訪問地点等
- ・消費額単価（交通費、宿泊費、土産代、飲食費、入場料、その他、パック料金等）
- ・観光客の旅行動向（旅行ルート、交通手段、同行者など）
- ・観光地を選んだ際の情報源
- ・山形県及び調査地点の観光に対する評価（満足度）

※満足度は、6段階（大変満足～大変不満等）で評価すること。

山形県の満足度の項目は「山形県の総合満足度」、「名所・旧跡等の観光地」、「文化・芸術」、「スポーツ・体験プログラム」、「宿泊施設・温泉」、「食事・酒」及び「土産品」とすること。

#### ②調査結果の集計・分析

- ・調査により得られたデータの集計・分析を行う。  
※調査票項目ごとの県全体の単純集計やクロス集計を行い、観光動態を分析するものとする。
- ・満足度（観光地点パラメータ調査票Q12）については、CS（Customer Satisfaction）ポートフォリオ分析を実施し、全県、県内4地域（村山、最上、置賜、庄内）、居住地（県内、東北の県外、東北以外の県外）、年代（若年層、中年層、高齢層）、性別（男性、女性）、調査期ごとに、総合満足度と個別満足度の関連性や、満足度に影響を与えた事象と改善点等を分析すること。

#### (3) 観光入込客数（実数）及び観光消費額単価、観光消費額等の推計

- ・パラメータ調査結果と県が実施する観光地点等入込客数調査結果から、観光庁が提供する「統計量推計支援ツール」を活用し、四半期ごとに観光入込客数（実数）及び観光消費額単価、観光消費額を推計する。

※令和5年10－12月期……7月推計

令和5年 暦年値……7月推計（推計のための過年度分のデータは県で提供）

令和6年 1－3月期……9月推計

4－6月期……12月推計

7－9月期……3月推計

#### (4) 経済波及効果の測定

- ・令和5年の山形県内における観光消費に伴う最終需要を推計し、山形県産業連関表（最新版）を活用して、直接効果、間接効果（経済波及額）、産業部門別経済波及効果額、雇用創出効果などを算出し、分析を行う。
- ・契約締結後に、経済波及効果を算出するためのツールや算出方法を提供する。
- ・多様な産業構成が考えられる「お土産代」は品目ごとで把握する。

#### (5) 本調査を活用した県の観光交流施策に資する分析

- ・上記の（1）、（2）②、（3）及び（4）に記載した、集計・分析・推計以外に、以下の（ア）～（イ）を踏まえ本調査を活用した観光動態の分析を提案し、実施すること。  
（ア）山形県全体及び四半期別の消費金額を把握し、各期の傾向を把握すること  
（イ）令和5年度までの分析成果を基に、令和6年度の社会情勢や各種政策等に伴う観光動向への影響・変化を、定量的かつ視覚的にとりまとめる分析を実施すること。

#### (6) その他

- ・観光庁等で行っている各種統計調査（宿泊旅行統計調査等）について専門的見地からアド

バイスを行うこと。

(7) 調査報告書の作成

- ・(2) から (6) までの調査や分析等の結果をまとめ、調査報告書を作成し提出する。

## 5 成果品

(1) 業務完了報告書 (A4版) 紙媒体1部

(2) 調査報告書 (A4版) 紙媒体2部

4 (2)、(3)、(4)、(5)、(6) の結果をまとめたもの。

(3) 本事業で得られた調査票等データ (各種集計データ、調査票及び調査票の集計データ)

(4) 5 (2)、(3) の電子データ (CD-ROM 又はDVD-ROM) 2枚

(5) 提出期限

令和7年3月31日(月)

## 6 情報セキュリティ

- 業務従事者にアクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、県に明示しなければならない。
- 業務従事者に対する情報セキュリティ教育を実施しなければならない。
- 業務終了時に情報資産の返還、廃棄等を適切に行うこと。
- インシデント等の緊急時において報告を行わなければならない。
- 県が情報セキュリティに関する監査・検査を行うときは受入れなければならない。
- 情報セキュリティインシデント発生時の県による公表に対しては同意しなければならない。

## 7 留意事項

- 本事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- 受託者及び業務従事者等 (本件業務に直接・間接を問わず関わる全ての者) は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、または、開示してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。
- 受託者は、本業務 (再委託した場合も含む) を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、山形県個人情報保護条例 (平成12年10月13日山形県条例第62号) を遵守しなければならない。
- 受託者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法 (昭和22年法律第49号)、最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 及び労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号) 等の労働関係法令を遵守すること。
- 本事業の実施にあたり、本仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は県と協議の上、決定する。